

国別対外債権残高報告書の提出

(根拠条文)

外国為替の取引等の報告に関する省令第 14 条第 5 項

〃 省令第 23 条の 3

(報告対象者)

(1) 本邦に本店を有する承認金融機関（特別国際金融取引勘定承認金融機関）のうち、外国に支店を有する者

(2) 本邦に本店を有する承認金融機関のうち、外国に支店を有しない者で、非居住者に対する 12 月末の債権残高が 1000 億円を超える者（この場合、次四半期＜翌年の 3 月末＞分より提出する。なお、12 月末の債権残高は、別紙様式三十三における対外債権残高合計額を省令レートで円換算した金額とする）

(3) その他、一定額以上の対外債権を有する者で、財務大臣が指定した者

(様式)

別紙様式第三十四

(提出頻度)

毎四半期

報告書の全項目に亘り該当計数がない場合でもご提出ください。

(提出期限)

翌四半期開始後 1 カ月以内（1、4、7、10 月末）

提出期限日が休日の場合は、その前営業日を期限日とします。

(提出部数)

1 部

(換算レート)

該当月の月末実勢為替レート（第 35 条第 1 号）

(照会先)

日本銀行金融市場局総務課市場統計グループ 直通 03-3277-1278

E-mail : post.fmd@boj.or.jp